

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和 2 年 9 月 2 8 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

3 年をかけて減額されるとは知らされていましたが、令和元 1 0 / 1 に 1 カ月 2 3 0 円の生活扶助費減額までは納得は行かなくとも仕方が無いのかとも思い不服申立をしましたが、今回は 1 カ月 1 3 6 0 円、前回年にして 2 7 6 0 円、今年年にして 1 万 6 千 3 2 0 円。長い期間生活保護をその時々さまざまな事情もあってか受けていますし、この流れがまず納得行きません。

本来は本当に生活か人生にいきづまり家族等も頼れる者も無くどうにもならない人々がひっそりと特に人に知られる事も無く、日本国民だから受けれる制度であり今やマスコミ等に知られ変な悪い方

向で拡散されその流れが基本にあってか国民感情だったりとか全く関係のない他の制度を受けたりしている世帯と比べたりする物ではなく、生活保護は単体の制度であり、他のまかなえる制度を使えるならそちらを優先として立ち直るなり生きる希望を持つ為にある制度のはずです。それを減額しておけばよいと考えてる風に感じます。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 7月20日	諮問
令和3年 9月21日	審議（第59回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の基準・種類

法8条1項の規定は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとし、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 保護の変更

法 25 条 2 項及び同項が準用する 24 条 4 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件改定により保護基準が改定されたことに伴い、請求人に係る保護費の支給額が令和 2 年 10 月 1 日から変更されることとなったことから、変更日を同日として、請求人に対して、「基準改定等による。」との理由を付して本件処分を行ったことが認められる。

本件処分は、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされており、支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費について見ると、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、41～59 歳・1人世帯・1級地—1の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われているなど、その他全体として違算も認められないから、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第 3 のとおり主張する。

しかし、本件処分が上記 1 の法令等の定めに従って適正になされたものと認められることは上記 2 のとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

なお、行政不服審査法上、本審査会には、法令審査権は与えられていない。かつ、生活保護に係る事務は法定受託事務であり、本審査会の判断は、法令及び厚生労働省の事務処理基準に拘束される。保護基準の改定については、これらの法令・基準を所掌する厚生労働省の判断であり、当審査会の審査の範囲をこえる。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹